

平成15年7月11日

労使が裁判に関与する制度の導入の当否に関するアンケート結果について

社団法人日本経済団体連合会
専務理事 矢野 弘典

1. アンケート実施期間 平成15年4月14日～5月30日
2. アンケート対象
 - ・日本経団連会員企業(1267社)
 - ・各道府県経営者協会及び業種団体(109団体)
3. 回答状況
 - ・アンケート送付数 1376通
 - ・回答数 344通(回答率25%)
4. 内容(各設問及び回答結果)

問1 御社(団体)では、過去に労働事件で裁判所を利用したこと(会社が原告・被告となった場合の双方を含む)がありますか。

ある	130	37.8%
ない	214	62.2%
合 計	344	

問2 御社(団体)は、裁判官の訴訟の進め方、裁判所の判決に満足していますか。
(問1で、ある、と回答した企業・団体への質問)

満足している	5	3.8%
ほぼ満足している	33	25.4%
どちらとも言えない	58	44.6%
やや不満である	19	14.6%
不満である	15	11.5%
合 計	130	

問3 - 1 御社(団体)では、裁判官の訴訟の進め方、裁判所の判決に満足したのは、どのような点についてですか(複数回答可)。

(問2で、満足・ほぼ満足、と回答した企業・団体への質問)

判決までの時間がそれほど長くかからなかった	3
裁判官の訴訟の進め方が適切または親切であった	11
裁判官の訴訟の進め方が公平であった	24
裁判所は労働問題への理解が十分あると感じた	6
勝訴・敗訴はともかく、結論は常識的なものであると感じた	25
主張が認められ、勝訴した	12
その他	1

問3 - 2 御社(団体)では、裁判官の訴訟の進め方、裁判所の判決に不満なのは、どのような点についてですか(複数回答可)。

(問2で、やや不満・不満、と回答した企業・団体への質問)

判決までの時間が長くかかりすぎた	22
裁判官の訴訟の進め方が稚拙または不親切であった	5
裁判官の訴訟の進め方が公平でないと感じた	9
裁判所は労働問題への理解が不十分であると感じた	14
勝訴・敗訴はともかく、結論が常識とかけ離れていると感じた	11
主張が認められず、敗訴した	10
その他	6

問4 労働事件の裁判に労使を何らかの形で参加させるべきですか。

参加させるべきである	96	27.9%
参加させる必要はない	143	41.6%
わからない	105	30.5%
合 計	344	

問5 労働事件の裁判に労使を何らかの形で参加させるべきである、又は参加させる必要はない、とする理由は何ですか(複数回答可)。

(問4で、参加させるべき・参加させる必要はない、と回答した企業・団体への質問)

参加させるべきとする理由

労働事件の裁判に労使の専門的知識を生かし、裁判官の理解不足を補うべきだから	86
国民の司法参加を労働事件の裁判においても実現するため	26
その他	5

参加させるべきでないとする理由

労使よりも、職業裁判官の方が能力や公平さで信頼できるから	83
いまのままで、不都合な点はないから	45
その他	43

問6 参審制(評決まで労使が職業裁判官とともに裁判に加わる制度)についてどのように考えますか。

導入すべきである	14	4.1%
弊害が考えられるので導入すべきでない	176	51.2%
制度の評価はともかく、現状で不都合はないので導入の必要性はない	79	23.0%
現時点では時期尚早(例えば労使の裁判官の人材が不十分など)だが、条件が整えば(例えば人材が供給できるようになれば)将来の課題として導入を考えてもよい	75	21.8%
合 計	344	

問7 参与制(労使は評決には加わらないが、職業裁判官とともに審理・評議に加わり意見を述べるのできる制度)についてどのように考えますか。

導入すべきである	35	10.2%
弊害が考えられるので導入すべきでない	107	31.1%
制度の評価はともかく、現状で不都合はないので、導入の必要性はない	70	20.3%
現時点では時期尚早(例えば労使の裁判官の人材が不十分など)だが、条件が整えば(例えば人材が供給できるようになれば)将来の課題として導入を考えてもよい	132	38.4%
合 計	344	

問8 仮に参審制を導入するとした場合、職業裁判官とともに評決に加わる以上、労使の裁判官には人事・賃金制度、労働慣行などの労働分野の専門的知見と、職業裁判官に準ずる法律知識と事実認定をする能力が必要ではないかといわれています。また、職業裁判官とともに評決に加わらないが、審理・評議には加わり意見を述べるのできる参与制を仮に導入するとした場合には、労使の参与裁判官は人事・賃金制度、労働慣行などの労働分野の専門的知見と、参審裁判官ほどではないが職業裁判官と意見交換をできるくらいの法律知識が必要ではないかといわれています。御社(団体)には、現役・OB双方を含め、参審裁判官・参与裁判官に該当する方はいますか。

参審裁判官に該当する者がいる	23	6.7%
参審裁判官に該当する者はいないが、参与裁判官に該当する者ならいる	42	12.2%
参審裁判官・参与裁判官のどちらにも該当する者はいない	279	81.1%
合計	344	

参審裁判官に該当する者の人数		参与裁判官に該当する者の人数	
1人	9社・団体	1人	11社・団体
2人	7	2人	18
3人	4	3人	10
4人	0	4人	3
5人	1	5人	3
6～10人	3	6～10人	5
10人超	0	10人超	0

問9 参審・参与制度の労使の裁判官に該当する人材が会社(団体)にいるとしても、参審・参与制の裁判官となった場合、その方は一定期間の常勤か、あるいは非常勤でも、1つの事件について1日あたり数時間(場合によっては1日中)月数日程度の頻度で、数ヶ月の期間にわたり参審・参与裁判官の仕事に就くことを求められる可能性があり、さらに数件の事件を同時に担当したり、複雑な事件を担当したりする場合にはそれ以上の頻度・期間による関与もあり得ることが考えられます。御社(団体)では、そのようなことを想定した場合に、実際に、参審・参与制度の労使裁判官を出すことはできますか。

(問8で、参審裁判官・参与裁判官の該当者がいる、と回答した企業・団体への質問)

出すことはできない	20	30.8%
出すことができる	12	18.5%
現役は難しいが、OBは出すことができる	24	36.9%
わからない・どちらともいえない	9	13.8%
合計	65	

問10 現在、民事調停に労使の委員が参加する「労働調停制度」の導入が決まっています。労使の調停委員には、労働法、労働判例等に対する基礎知識、人事賃金制度、労使慣行などの知識、労働争訟に関する実務経験など(このどれかであって、必ずしも全てではない)が必要とされると言われております。但し、労使の委員には、裁判官に準ずる、または意見交換できるほどの法律知識や事実認定の能力などは要求されないと考えられています。また、労使の委員は非常勤と考えられますが、現行の民事調停の調停委員と同様に、2年くらいの任期で登録され、選任された事件に拘束されることが予想されます。御社(団体)では、労働調停の委員を出すことはできますか。

人材がない	134	39.0%
人材はいるが、業務に差し支えるので出せない	52	15.1%
出すことができる	22	6.4%
現役は難しいがOBは出すことができる	37	10.8%
わからない・どちらともいえない	99	28.8%
合 計	344	

労働調停委員として出せる人数			
1人	12社・団体	6～10人	7社・団体
2人	13	10人超	1
3人	3		
4人	1		
5人	3		

以上